

2019年10月9日

消費者庁 御中

一般社団法人日本新聞協会
販売委員会委員長 荒谷 晴久

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書
において提案されている考え方に関する意見

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書において提案されている考え方に関し、当協会は以下のとおり意見を表明します。

当協会がかねて主張しているとおり、悪質な事業者から消費者・生活者を保護することは当然のことであり、異論はありません。しかしながら、考え方の段階とはいえ、全般的に曖昧な部分が多くみられることから、今後の具体的な法改正の議論に際しては、正当な営業行為を阻害、萎縮させることのないよう規定を明確にすること、事業者側の意見を十分に聞くことを求めます。

消費者契約法改正に向けての今回の考え方は、法律の専門家のみによる専ら法技術的な側面からの検討結果として提示されましたが、法改正に向けた議論の進め方としてこうした手順が妥当であるのかも疑問です。また、近年の相次ぐ法改正は、消費者被害の多様化・複雑化という事態に対応しようという点は理解できますが、消費者と事業者双方が法改正の内容を十分に理解しなければ、かえって混乱を来し、正当・円滑な経済活動が阻害される結果となることを危惧します。

その意味では、弥縫策的な法改正を重ねるのではなく、報告書でも指摘されているとおり、「消費者法全体の中で消費者契約法がどのような役割・機能を担うべきかという観点から検討を進める」ことを先行させるべきであり、同時に消費者教育の充実にさらに力を注ぐべきだと考えます。そのうえで、法整備またガイドラインの作成、逐条解説などで明確化を図っていく場合は、条項の解釈・運用に拡大解釈を招き、正当な営業活動を萎縮させないよう、事業者側の意見を聞きながら、慎重に検討するよう要望します。

個別の考え方に対する意見は次のとおりです。

1 全般的には、消費者の心身状態、経済事情など、事業者が外形的に容易に判断できない要件を規定に盛り込むこと自体の是非を慎重に検討するよう求めます。

2 「1(2)【考え方Ⅱ】」で示された不当勧誘行為としての「幻惑」は、「消費者が、結婚、健康、生計等に関する願望を実現する意欲を有していることを知りながら、その期待をあおり、当該願望が実現するか否かは明らかではないにもかかわらず、当該契約を締結すれば願望が実現する旨を告げたり断定する行為」とされていますが、消費者の心理状態とい

う外形的には判断しがたい点を規定することにどこまで効果があるのかは不明です。また、そもそも、一般的に事業者は消費者の願望をかなえるための商品・サービスを提供しているものであり、示された考え方は事業活動を不当に制限しかねないものとなります。例えば、新聞においては、新聞を読むことで「就職活動に役立つ」や「学力アップにつながる」などの営業活動を行っています。規定の仕方によってはそのような行為も禁止されかねません。仮に規定を新設する場合には、禁止される事業者の外形的な行為、規制の対象を明確にし、問題のない通常の勧誘行為が対象外であることを明記する必要があります。

3 「1(2)【考え方Ⅱ】」で示された「浅慮」（「検討時間を不当に制限し、当該期間内に契約を締結しなければ利益を得ることができない旨を告げる行為に係る規律」）や、「1(1)【考え方Ⅰ】」で示された「①判断力の著しく低下した消費者」、「②(ア)消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」などに関しても、事業者の予見可能性が確保できるよう具体的な規定とすることを求めます。

以 上